

鳥インフルエンザ等の発生による対策 相談窓口の設置および「セーフティネット緊急資金」の創設

JA香川県は、鳥インフルエンザ等の発生により、運転資金等の借入相談や既存の借入金の条件変更等の相談に対応するため、相談窓口を設置しました。また、直接的・間接的に被害を受けた農業者および事業者に対して、迅速かつ弾力的に資金繰りの支援対応を行う必要があるため、「セーフティネット緊急資金」を創設し、地域農業における経営の維持安定に貢献いたします。

概要

1. 相談窓口の設置について

店舗：本支店融資取扱店舗
高松・丸亀ローンセンター
受付時間：9：00～15：30（土日、祝日は除く）

2. セーフティネット緊急資金の創設について

(1) 目的

鳥インフルエンザ等の発生により影響を受けている農業者および事業者に対し、緊急的に資金対応することで、地域農業の維持安定を図ることを目的とする。

(2) 貸付対象者

鳥インフルエンザ等の発生によって直接的もしくは間接的な被害を受けた農業者または事業者

(3) 資金用途

経営の維持安定に必要な資金

(4) 貸出金額

農業者（個人）：500万円以内
農業法人・任意団体：【認定農業者】2,000万円以内【認定農業者以外】1,000万円以内
個人事業者：300万円以内
法人：1,000万円以内

(5) 貸出利率

農業者・農業法人等：年0.20% ※利子補給制度の利用により、最大5年間は実質0%となります。
個人事業者・法人等：年0.35%

(6) 貸出期間

証書貸付：7年以内（据置期間3年以内）、手形貸付：1年以内

(7) 取扱期間

令和6年2月15日から令和6年9月30日まで

(8) 利子補給制度および保証料助成制度

農業者・農業法人等への利子補給制度および保証料助成制度あり
※保証料助成制度は、香川県農業信用基金協会の保証を利用し、保証料一括前払いをした場合が条件です。

【本件に関するお問い合わせ先】

JA香川県 金融部 融資統括課 担当：佐伯 電話：087-825-0247